

学校法人 白梅

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性教職員が仕事とプライベートを両立させ、より一層働きやすく活躍できる職場環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：正職員全体の有給休暇の取得率（繰り越し分除く）を50%以上にする。

<対策>

- 令和 5年 4月～ 法人の有給休暇取得率に関するデータ及び目標値の周知
- 令和 5年 4月～ 有給休暇の取得率を50%以上にするための方策の実施